

【令和 7 年第 1 回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和 7 年 3 月 1 9 日 文教委員長 浦田 大輔

- 「議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（市民文化局に関する部分）」

《意見》

* 戦後の刑法改正をめぐる議論では、政治犯や国事犯の思想を強制労働で改造するようなことがあってはならないとの配慮から、懲役刑と禁錮刑の区別が残されてきた。法改正により懲罰の威嚇の下に改善更生を強いることになれば、国際的に求められる受刑者への処遇水準からかけ離れてしまうと懸念している。しかし、本条例改正は懲役刑、禁錮刑という既に廃止された文言を拘禁刑という新しい文言に変更するものであるため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 1 5 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（こども未来局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 2 8 号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 2 9 号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第 8 7 号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

- 「議案第 8 8 号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第 8 9 号 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも乳児等通園支援事業の実施等に関する内容であるため、4 件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 一月当たりの利用時間が 1 0 時間を超過した場合の設備運営基準の策定期間について

そのような場合の対応方法等については、4 月 1 日から事業を開始することを見据え、設備運営基準を今月中に策定する予定である。

* 乳児等通園支援事業の実施における国の指針について

乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の第24条において、内閣総理大臣が定める指針に準じて事業を行うものと定めているが、厚生労働省が所管する保育所保育指針のことを指している。

*** 当該事業の本格実施に伴う保育士への負担増の可能性について**

保育士の負担増の実態を含め、今年度の試行実施の結果を検証しながら、今後の対応を検討する予定である。

*** 児童福祉審議会の所掌事項への追加に伴う影響について**

当該事業の認可を市が行う際は、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないため、市が行うべき業務は増加するが、意見聴取のスケジュールを想定した上で事業の進捗管理を図りながら、事業の実施に影響を与えないよう努めていく。

*** 国からのFAQの発出状況について**

現時点では国から発出されていないが、今年度内に発出予定と聞いている。

*** 総合支援システムの運用方法について**

国から具体的な仕様等について発出されていないが、試行的事業に参加した事業者及び来年度から新規参入する事業者それぞれが対応できるように、システムの運用開始時期やそれまでの間の運用方法等を検討していく予定である。

《意見》

* 来年度から新たに開始する事業である一方で、国からの通知等の発出が遅延している状況であるため、事業を滞りなく実施できるように万全な準備を進めてほしい。

* 利用可能時間数の在り方について、他都市の利用状況等の動向を踏まえた上で精査してほしい。

* 当該事業の在り方等について児童福祉審議会において調査及び審議を行う必要があることから、議案第29号には賛成である。

* 当該制度の趣旨には賛同するが、来年度の本格実施が控えている中で、国の基準等の発出時期が直前であることから、国の事業の進め方に問題があると認識している。本市は今年度の試行的事業の結果を踏まえ、利用時間の拡充や利用料金の精査等、保育施設及び利用者のニーズを反映した制度設計を行うべきであり、国の基準に準じた乳児等通園支援事業を実施することに賛同しかねることから、議案第87号、第88号及び第89号には賛成できない。

《議案第29号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第87号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第88号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第89号の審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 30 号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 31 号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 32 号 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 41 号 中央支援学校高等部分教室校舎増築その他工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** 当該工事における入札方法について**

総合評価一般競争入札（特別簡易型）を採用しており、入札価格、施工能力及び社会性等を評価した上で落札者を決定した。

*** 総合評価一般競争入札の種類について**

特別簡易型のほかに簡易型等の総合評価方式があり、評価項目数等が異なっている。

*** 当初の契約予定金額との差異について**

令和 6 年 6 月の入札不調によって、事業開始時期が遅延したことにより物価高騰等の影響を受け、当初の予定価格から約 3 億円増額している。

*** 工事費の増額に伴う市の負担額について**

物価高騰等の影響により、その他の関連工事も含めた総事業費が約 21 億円から約 28 億円に増額したことにより、市の負担額は約 7 億円増となった。

*** 国の交付金の活用予定について**

国庫負担金の当初の活用予定額は約 2.9 億円であったが、公立学校施設費国庫負担金の約 1 億円の活用が困難となり、学校施設環境改善交付金の約 1.9 億円を活用する予定である。

*** 工事期間中における体育館の代替施設について**

当該工事の施工に伴い体育館が解体されたため、高津区久本に位置する本校の体育館を代替施設として活用している。

*** 太陽光発電設備の設置予定について**

増築する校舎に太陽光発電設備の設置が可能な設計となっているが、設備の設置について現在検討中である。

*** 当該工事施工に伴うグラウンド利用への影響について**

グラウンドの南側に校舎を増築する予定のため、当該グラウンドの面積が約2割縮小する見込みであるが、学校活動に影響は生じないことを確認している。

*** 体育館棟における断熱化工事の有無について**

体育館棟の断熱化工事を行う予定である。

*** 既存校舎の改修に至った経緯及び改修内容について**

分教室が非常に狭あいであったことから、既存の特別教室を普通教室に改修し、普通教室数を6室増やす予定である。

*** 配膳室の改修内容について**

従来はランチルーム内に配膳室がなかったため、調理室及びランチルームと隣接した配膳室を改修し、調理・配膳に係る機能向上を図る予定である。

《意見》

*** まちづくり局と連携した上で適正な工事価格の設定を行い、入札不調とならないような工夫をしてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第45号 大師地区複合施設の建物の取得について」

《主な質疑・答弁等》

*** 本議案を今定例会に提出した理由について**

施設の完成予定時期まで約2年間の猶予はあるが、複合施設の整備事業の着手に当たり民間事業者と契約を締結する前に、建物の取得に係る議案の議決を経る必要があることから、本議案を今定例会に提出した。

*** 当該施設の新設に係る関係条例及び規則について**

川崎市コミュニティセンター条例の規定に基づき当該施設を新設するものであり、施行規則を定めた上で、施設の詳細な運用等について、市民意見等を聴取した上で供用開始までの間に内容を精査する予定である。

*** 市が施設の取得金額を支払うまでの流れについて**

本議案の議決後、民間事業者と契約を締結し、施設の完成予定時期である令和9年12月頃に市が取得金額を支払うものであり、本議案の議決をもって支払うものではない。

*** B T M + O方式の概要について**

B T M + Oとは、ビルド・トランスファー・メンテナンス・オペレーションの略称であり、民間事業者が施設の設計から施工まで一括して行い、施設完成後に市が施設を買い入れ、構成企業が維持管理し、運営は別途指定管理者を選定した上で行う事業方式である。

*** B T M + O方式を採用した理由について**

民間事業者のノウハウを活用したサービスの質の向上、事業進捗の迅速性の確保及び維持管理を見据えた整備が目的である。また、サウンディング調査によって聴取した意見を踏まえ、運営は別途発注する事業方式を採用した。

*** 物価高騰が生じた場合の対応方法について**

物価高騰によって経費の増額が見込まれる場合、国土交通省が発出している建設工事費デフレーターを参照し、入札書提出時から工事着工前までの12か月間の物価変動の平均値が1.5パーセントを超えた場合、超過した分の経費を改定する。

*** 民間活用推進委員会選定部会における施設の安全性に関する議論について**

施設内における利用者及び車両の通行等、動線に係る安全性を懸念する意見があった。

*** 選定部会において一事業者が入札参加資格を欠いた理由について**

指名停止処分を受けたことにより、当該事業者を失格としたものである。

*** 選定部会の基礎審査において要求水準を下回った事業者への対応について**

基礎審査において要求水準を下回った事業者は選定対象外としている。他の事業者との公平性の観点から、要求水準を下回った事業者の救済措置等を行っていない。

*** 選定部会における施設のハード面に関する意見について**

施設の形状を円状とすることに関して、細部の納まりや什器の設置等について懸念する意見があった。

*** 選定部会の総評における指定管理者による運営に関する意見について**

施設の設計から施工を担う事業者とは別の事業者が指定管理者として施設運営を担うため、事業者同士の連携を十分に図り、安全性を十分に確保した施設運営を行うことを求める意見があった。

*** 指定管理者選定後に設計内容を変更する余地について**

根本的なハード面の設計内容を変更することは困難であるが、什器及び内装等の変更を行う余地はあると認識している。

*** 当該事業のモニタリング方法について**

民間業者等に委託した上で、専門的知見からの助言を参考にし、市として適正なモニタリングを行う予定である。

*** 施設の設計方法に係る市民意見等を聴取する機会について**

本議案の議決後に契約を締結し、地元の町会等と設計図等に関する協議を行う予定である。ワークショップを通じて関係団体や市民等から意見を聴取する機会を設ける。

*** 施設の設計方法に係る市民意見を反映する余地について**

全ての市民意見を設計方法等に反映させることは困難であるが、反映可能な意見・要望等に関しては適宜検討したいと考えている。

《意見》

*** 施設の形状を円状とすることにより、施設建設に係る工事及び施設の運用に支障がないように事業を進めてほしい。**

*** 利用者等の意見を聴取した上で可能な限り市民の声を反映した施設設計を行ってほしい。**

*** 一者選定を未然に防ぎ、複数の事業者の提案内容を比較した上で事業者選定の審**

査を行ってほしい。

- * 市民意見等を設計内容に反映した上で事業スケジュールが遅延することがないように取り組んでほしい。
- * 適正に事業が執行されるよう、市が責任を持って客観的にモニタリングをしてほしい。
- * 多世代の地域住民が交流可能な当該施設の新設は賛同するが、施設の設置根拠となるコミュニティセンター条例で規定していることも文化センター及び老人いこいの家の統廃合に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第４６号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第５６号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 来年度における空調整備のスケジュールについて

現在、空調整備に係る工程案を基に、事業者が各学校と調整中であり、基本的には夏季休業等に合わせて整備予定である。

* 今後の物価高騰を勘案した必要金額の見通しについて

物価高騰の具体的な見通しは把握していないが、必要経費を事業者に支払う必要があることから、今後の物価高騰の推移を注視して適切な対応を行う予定である。

* 物価変動に伴う費用の改定に係る対象範囲について

改定を行っている設計・施工費用の中に、空調設備機器の購入費用も含まれている。

* 下請企業における市内企業の割合の見込みについて

事業期間を通じて市内企業の割合が９割となる見込みである。現在、各事業者が下請企業との契約を進めていることから、市内企業を積極的に活用できるように調整したいと考えている。

* 維持管理業者と工事業者の連携について

特別目的会社が維持管理業者及び工事業者にそれぞれ発注するため、維持管理業者と工事業者は必ずしも同一業者とはならないが、事業者同士の適切な連携を図る予定である。

* 設計業務に係る市のモニタリング状況について

提案内容や要求水準の充足状況を確認することが重要であると認識しており、事業者と市が定期的に打合せを行い確認している。あわせて、事業者によるセルフモニタリングの結果について、今年度内に確認する予定である。

* 空調設備が故障した場合における修繕について

設備が故障した場合は状況を市が具体的に確認し、対応を検討する予定である。

*** 市が空調設備を更新する場合の機器の指定について**

市の工事発注によって空調設備を更新する場合、機器の指定はしていない。

*** 空調設備を更新する場合の機器の仕様について**

空調設備のメーカーによって型番の変更等の可能性があるため、その場合には適切な対応を行う予定である。

*** 維持管理対象室及び更新・新設対象室が増減した経緯について**

入札時に再生整備の計画段階であった学校は、対象室から除外しており、入札後に計画が確定し、整備の見通しが立った学校について、対象室に加える等の対応を講じたことにより、増減が生じたものである。

*** 対象室の増減に係る今後の見通しについて**

現時点では対象とすべき学校を考慮した上で対象室の精査を行っていることから、大幅に対象室が増減することは想定していない。仮に、学校側から突発的な空調設備の整備が必要であるとの要望を受けた場合は、適切に対応したい。

《意見》

*** 市のモニタリング回数を増やし、事業の執行状況を適切に把握してほしい。**

*** 危機管理本部及びまちづくり局等の関係局と密に連携した上で、災害時に使用可能な空調設備の整備を早急に進めてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第５７号 （仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更に
ついて」

《主な質疑・答弁等》

*** サービス購入料Eにおけるアレルギー食の料金単価の改定内容について**

光熱水費相当分以外の内容は人件費などであり、通常食、アレルギー食ともに同様の価格指数の変動に基づいて料金単価の改定をしている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第５８号 （仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更に
ついて」

《主な質疑・答弁等》

*** サービス購入料Eにおけるアレルギー食の料金単価における光熱水費等が未計上である理由について**

アレルギー食と通常食の光熱水費を分けて計上せず、通常食分の光熱水費等の料金単価の中でまとめて計上している。

*** 中部学校給食センターにおける光熱水費の計上方法について**

各料金単価の計上方法は業者提案に基づくものであり、市で料金単価に係る計上方法は指定していない。

《意見》

- * 光熱水費の比較が行えるよう、通常食とアレルギー食の料金単価における光熱水費を分けた計上方法について検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第59号 （仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更に
ついて」

《主な質疑・答弁等》

- * ガス代相当分の経費が未計上である理由について

北部学校給食センターはオール電化方式を採用しているため、ガスを利用していない。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第60号 訴えの提起について」

《主な質疑・答弁等》

- * 本市による訴えの提起に至った理由について

従前から期日までの納付を求める催告書を送付したことや、令和6年11月に法的措置実施予告書を送付したところ、期限までに納付がなされず、支払督促の手続の後、滞納者から異議の申立てがなされたため、訴えの提起に至った。

- * 学校給食費の滞納者の支払能力の確認状況について

教育委員会事務局は、滞納者の財産調査権を有していないため、支払能力の確認は困難である。

- * 滞納者による督促異議の申立ての内容について

学校給食費の滞納分について、本市は滞納者に対して一括による納付を求めたところ、滞納者は分割による納付を希望したことにより、督促異議の申立てとして認定された。

- * 現在の滞納額の推移について

令和6年11月時点の滞納額は41万3,180円であるが、滞納は現在も継続しているため、滞納額は増加している。

- * 滞納者が生活困窮者の場合における関連部署との連携体制について

滞納者が生活困窮者であった場合を想定した福祉部署との連携体制は構築されていないが、連携した取組は重要であり、検討の余地があると考えている。

- * 学校給食費の改定に伴う滞納額への影響について

来年度から学校給食費が増額となるが、来年度においても滞納が継続した場合、増額分から公費負担分を除いた保護者負担分が滞納額に加算される。

- * 滞納者の生徒に対する給食の提供状況について

現在も学校に在学して給食の提供を受けている。

- * 滞納者の個人情報の取扱いについて

秘匿性の高い情報であることから、本事案の訴訟に係る被告の氏名等の個人情報
の取扱いに配慮している。

《意見》

- * 学校給食費の負担の公平性を確保するためには、滞納者に対して迅速な対応が必要である。滞納額が１００万円以下の少額なケースについては、市営住宅使用料の例を参考にした上で、議決を経ることなく、対応が進められるよう検討してほしい。
- * 訴訟に発展する前に滞納額が支払われるような助言等の取組を検討してほしい。
- * 滞納者が生活困窮者であった場合に福祉部署への橋渡しが可能となるような連携体制を構築してほしい。
- * 関係局と連携した上で滞納者の支払能力等が把握可能となる取組を検討してほしい。
- * 滞納者の生徒が学校で不利益を被ることがないように、個人情報の取扱いに注意してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第８３号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第８４号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも地域型保育事業における連携施設の確保に関する内容であるため、２件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 本市独自の基準を設けない理由について

国が新たに示した連携施設の確保に係る基準は、本市における最低基準として充足していることから、本市の独自の基準を新たに設ける必要がないと判断した。

* 連携支援コーディネーターの配置理由について

サテライト型小規模保育事業において、連携支援コーディネーターを専任として保育施設等に配置することが求められていることから、市が配置している。

* サテライト型小規模保育事業補助金の対象施設数について

地域型保育事業１５施設に対して、認可保育所１８施設、認定こども園２施設を設定している。

《意見》

- * 連携施設の確保を行わない基準が緩和された場合、保育士の病休等の人員不足の際に他の保育施設の連携協力を行うことが困難となることで、保育園が休園となる可能性が示唆されており、安定的な保育の継続性が危惧される中で、本市独自の連携施設の確保に係る基準が設けられないことに賛同できないことから、これらの議案には賛成できない。

《議案第 83 号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第 84 号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「請願第 19 号 平中学校第二グラウンドにおける川崎市埋蔵文化財保存活用センターの設置に関する請願」

《請願の要旨》

平中学校第二グラウンドに川崎市埋蔵文化財保存活用センターの設置が計画されている。当該グラウンドで現在行われている活動や、地域の避難場所確保の観点を検討した場合、施設の設置は困難と考えられることから、候補地となった経緯に関する詳細な説明並びに計画及び候補地の再検討を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

埋蔵文化財について、従来は市民ミュージアムに収蔵していたが、収蔵庫の収蔵容量がひっ迫し、平成 24 年度以降、新たな収蔵分は分散して保管することとなった。加えて、令和元年東日本台風によって市民ミュージアムが被災し、市民ミュージアムでは収蔵不能となった大量の埋蔵文化財を各収蔵場所に移動したことで、市内の各施設の収蔵能力が限界に達し、文化財を適正に整理・保存できず、十分な活用が図られていない。現在は、安定的な場所を確保できておらず、適切な収蔵環境を整備するまで市内 2 か所の収蔵施設において仮置きしている。

埋蔵文化財を収蔵する新たな施設の主な設置条件として、収蔵場所を 1 か所に集約すること、整理及び保存に必要な床面積を確保できること、水害等による被災の危険性が低く、継続して使用可能であることとしている。令和 4 年度から収蔵施設の候補地等について検討を開始したところ、平中学校第二グラウンドが床面積等の設置条件を満たすとともに、学校教育活動等での利用が少なく、最も適した土地であったことから当該地を基本として検討を進めることとした。地元の自治会長を始めとした関係者に施設概要等の説明を行うとともに、今年度は平中学校 P T A 会員や、学校施設有効活用事業の利用 2 団体にそれぞれ説明し、意見を聴取した。

当該地における整備に向けて詳細に検討を進める中で、当初は想定していなかった課題が判明した。施設整備上の課題として、敷地の形状等により建物面積が当初の想定より制限されること、また、関係局への確認により地下に雨水対策のための貯留槽を設置する必要があること等が判明した。そのため、コスト面を含む諸条件を踏まえ、当該地と他の市有地及び市有施設とを比較検討することとした。

本市としては、候補地の再検討を含めて詳細に検討を重ね、方針が決定した際には、地元自治会、P T A、学校施設有効活用事業利用団体等の平中学校第二グラウンドの関係者へ丁寧に説明していきたい。

《主な質疑・答弁等》

＊埋蔵文化財保存活用センターの設置に係る候補地の検討状況について

当初は平中学校第二グラウンドを候補地として検討を進めていたが、想定外の新たな課題が生じたため、他の市有地及び市有施設と比較した上で候補地を

再検討している。

*** 平中学校第二グラウンドに施設が設置される可能性について**

埋蔵文化財保存活用センターの設置場所は検討中の状況であり、最終的に当該グラウンドに施設を設置する可能性は今も存在している。

*** 埋蔵文化財保存活用センターの設置に係る今年度予算の執行状況について**

今年度予算は、埋蔵文化財を保存する建物のリース料等の必要経費として約3,000万円を計上したが、施設設置場所が未確定のため、未執行となる見込みである。

*** 新たな課題が判明した時期について**

令和6年8月以降、関係局と施設設置に係る調整を進める中で判明した。

*** 平中学校第二グラウンドにおける新たな課題の判明に伴う増額費用について**

仮に当該地に埋蔵文化財保存活用センターを設置する場合、貯留槽及び擁壁の設置等の対応が必要となるため、費用が増額となる見込みであるが、具体的な金額は積算中である。

*** 施設設置に係る予算計上の妥当性について**

関係局と施設設置場所等について調整する中で、予算要求時に想定していなかった課題が新たに判明したものである。今後、同様の事案が発生しないよう、関係局と綿密に調整した上で適正な予算計上を行う予定である。

*** 関係団体への説明時期の適正性について**

令和6年6月頃、平中学校第二グラウンドの利用団体に施設設置に係る説明を行ったが、更に時期を前倒して説明及び情報提供等を行うべきであったと認識している。

*** 施設設置の再検討に伴う関係団体への今後の周知について**

再検討により、具体的な方向性を決定した際には、平中学校のPTA会員や地元自治会等の関係団体へ、速やかに周知し、丁寧に説明する予定である。

*** 施設設置後における地元住民の施設利用を促す取組について**

学校等へ埋蔵文化財を持ち込み、生徒等が埋蔵文化財に触れる機会を創出するアウトリーチ型の取組や、地元住民が身近に親しみを持てるような埋蔵文化財の魅力創出に係る取組を推進したいと考えている。

*** 平中学校第二グラウンドの土地を譲り受けた経緯について**

当該地は元々地元住民の所有地であったが、平中学校の生徒数増加を踏まえ、学校活動に寄与することができるよう、所有者が学校のために土地を寄贈したと聞いている。

*** 当該地で土地開発等を行った経過の有無について**

当該グラウンドにおける宅地造成等の土地開発が行われた経過等については把握していない。

*** 当該地における部活動の活動状況について**

令和5年度時点では、部活動1団体が週に1回程度グラウンドを利用していることを把握している。

*** 当該地における利用団体数について**

学校施設有効活用事業として２団体が利用している。

*** 埋蔵文化財の収蔵方法について**

令和元年東日本台風の浸水被害により被災した市民ミュージアム内の埋蔵文化財の受入れに伴い、各保管場所の収蔵能力が限界に達し、早急に別の場所に移転し、収蔵する必要があったため、迅速性を考慮してプレハブの建物を設置し、収蔵することとした。

*** 本市所有の埋蔵文化財の今後の取扱いについて**

本市は埋蔵文化財を合計約８，２００箱所有しており、そのうち約１，０００箱は活用頻度が低いＤランクと位置付けられている。本市としてはＤランクを含め、全ての埋蔵文化財を保存することを原則とし、有効活用したいと考えている。

《意見》

- * 関係局と連携した上で施設設置に適切な候補地を検討してほしい。
- * 市有地及び市有施設等を活用する場合、地元住民の意見を聴取した上で周辺地域に影響が出ないように埋蔵文化財施設を整備してほしい。
- * 施設設置場所を見直す際に、請願者を含め様々な関係団体に対して丁寧に説明してほしい。
- * 平中学校第二グラウンドに施設を設置する場合、課題への対応に必要な費用を精査してほしい。
- * 施設設置に係る候補地について、民地及び民間施設の利活用を含めて検討してほしい。
- * 今後、施設の設置場所を再検討する際には、想定し得る課題等を全て整理し、整備計画等を立て、適正な予算を計上してほしい。

《取り扱い》

- ・施設の設置場所に関する今後の検討内容を注視する必要があると認識しているが、本請願の願意に寄り添った本市の方向性が示されたことから、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・予算計上後に設置場所の再検討に至ったことは、予算計上の妥当性等を含め問題があったと認識しているが、本請願については候補地の見直しに伴い願意の達成が見込まれることから、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・本市の埋蔵文化財は市民ミュージアムに保存すべきであるが、令和元年東日本台風の被災を受け、代替場所にて保存が必要な状況であると認識している。本請願における防災上の観点を考慮した主張や、施設の設置場所の見直しに伴い願意の達成が見込まれることを踏まえ、本請願は趣旨採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択